

# 令和8年度山形県ケアプランデータ連携活用促進事業費補助金 募集要項

## 1 事業の目的【令和8年度ケアプランデータ連携活用促進事業費補助金交付要綱第1条】

ケアプランデータ連携システムの活用を促進することで、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図り、介護サービスの質を向上させるとともに、介護人材を確保する。

## 2 補助対象事業者【交付要綱第2条】

介護保険法に基づく指定又は許可を受けた山形県内の介護サービス事業所を運営する者で構成されたグループ

## 3 補助対象経費【交付要綱別表】

- (1) ケアプランデータ連携標準仕様に対応した介護ソフト、PC等のケアプランデータ連携システムの利用に必要な経費
  - (2) 介護事業所の生産性向上を支援する業務コンサルタントの活用に必要な経費
  - (3) 介護事業所が主導して連携先事業所を探索し事業所グループ構築に繋げるために必要な経費
  - (4) ケアプランデータ連携システムの活用に係る研修に必要な経費（講師謝金、旅費、会場費、物品購入費等）
  - (5) その他知事が必要と認める経費
- ※（1）については、介護ソフト、PC・タブレット、通信環境整備に係る経費等を想定しております。なお、対象となる介護ソフト等については、原則として、令和8年度山形県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱で定める機器を対象とします。
- ※（3）については、セミナーの開催や連携先への訪問、理解促進のための資料作成等、事業所自らが活動するのに必要な経費を想定しております。

## 4 補助金の交付額【交付要綱別表】

1 グループあたり850万円

※補助額のうち情報端末（PC、タブレット端末）については、1台あたりの補助額は10万円以内とします。

※1グループ当たりの事業所数に上限はありません。なお、採択に当たっては、5グループを予定しています。

## 5 補助の対象にならないもの【交付要綱別表の留意事項】

- (1) 他の補助制度等により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費
- (2) 既に保有している機器等の廃棄に係る費用
- (3) 機器の設置にかかる建物の改修費
- (4) 消費税及び地方消費税に係る経費
- (5) 振込手数料
- (6) 通信費

## 6 補助金の流れ



…介護事業所



…山形県



## 7 提出書類一覧

以下の書類に必要な事項を記入し、提出してください。申請様式等は、山形県ホームページからダウンロードできます。（○：全補助事業者提出、●：代表補助事業者のみで可）

### (1) 事前協議に必要な提出書類

No	書類等名
1	令和8年度山形県ケアプランデータ連携活用促進事業費補助金に係る協議について【協議様式第1号】●
2	業務改善計画書【別記様式第1号-1、別記様式第1号-2】○
3	所要額調書【別記様式第2号●、別記様式第2号-1○】
4	導入機器のカタログ等○
5	見積書の写し○
6	その他参考資料

### (2) 交付申請に必要な提出書類

No	書類等名
1	令和8年度山形県ケアプランデータ連携活用促進事業費補助金交付申請書●
2	事業計画書【別記様式第1号、別記様式第1号-1、別記様式第1号-2】○
3	所要額調書【別記様式第2号●、別記様式第2号-1○】
4	導入機器のカタログ等○
5	見積書の写し○
6	理由書（社会福祉法人の場合）○
7	財産目録及び貸借対照表（社会福祉法人の場合）○

### (3) 実績報告に必要な提出書類

No	書類等名
1	令和8年度山形県ケアプランデータ連携活用促進事業費補助金実績報告書●
2	事業実績書【別記様式第8号】○
3	精算額調書【別記様式第3号】○
4	請求書等の写し○
5	領収書等の写し○
6	導入した機器等の写真○

### (4) 事業完了後、定期的に提出が必要な書類

No	書類等名
1	令和8年度山形県ケアプランデータ連携活用促進事業費補助金状況報告書
2	事業実施状況調書【別記様式第7号】 事業実施年度（令和8年度）の翌年度から原則3年間、毎年度4月末まで提出すること。（1回目：令和10年4月末、2回目：令和11年4月末、3回目：令和12年4月末）

### (5) 事前協議書提出先

電子申請システムにて、以下のURLから提出してください。

※電子メールでの提出は受け付けません。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=20417](https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=20417)

(6) 申請書提出先

内示を行ったグループの代表事業者あてに個別にお知らせいたします。

## 8 留意事項

- (1) 本事業の実施の翌年度から、原則3年間は使用状況等を報告していただきます。
- (2) ケアプランデータ連携システム導入事例について、県ホームページで公表します。
- (3) 申請後、代表者や連絡責任者、連絡先等が変更になった場合、事業内容を変更する必要がある場合、又はやむを得ず申請を取り下げようとする場合には、速やかにご連絡ください。
- (4) 本事業の実施にあたっては、この要項のほか、「令和8年度山形県ケアプランデータ連携活用促進事業費補助金交付要綱」、「令和8年度山形県介護テクノロジー一定着支援事業費補助金交付要綱」及び「山形県補助金等の適正化に関する規則」を必ずご確認ください。
- (5) 採択された場合に確実に導入できるよう、必ず予算を確保してからお申込みください。
- (6) 事前協議については、当該システムを活用して連携しようとする事業者グループ単位での提出をお願いします。ただし、グループ単位での提出が困難な場合は、各事業者単位での提出も可能とします。なお、状況によっては県でグループを作成し、そのグループごとに交付申請を行っていただく場合があります。

なお、1グループ内における事業者数の上限はありません。

- (7) 事前協議の内容を審査の上、結果を通知します。予算を超える申し込みがある場合は過去の介護テクノロジー（ロボット・ICT）導入補助金及びケアプランデータ連携活用促進事業費補助金の活用の有無や山形県介護事業者認証評価制度の参加宣言状況、生産性向上に資する研修の参加状況等を考慮し選定させていただきます。

なお、同一機器について、「令和8年度山形県介護テクノロジー一定着支援事業費補助金」と重複して補助を受けることは出来ません。

## 9 問合せ先

○補助事業全般、様式の記載方法等に関すること

- ・山形県健康福祉部高齢者支援課 事業指導・介護人材育成担当  
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1  
Tel : 023-630-2189  
Mail: ykorei@pref. yamagata. jp

○課題抽出、機器の選定、ガイドラインに沿った計画書の作成等に関すること

- ・山形県介護生産性向上総合支援センター  
〒994-0044 天童市一日町4丁目2-6  
Tel : 023-664-2778  
HP : <https://y-kaigoseisan.com/> (左記HPの問い合わせフォームをご利用ください)